

標準報酬月額の時決定を行います

組合員の皆さんに毎月負担いただいている掛金(保険料)は、標準報酬月額に各事業の掛金率^{*1}を乗じて算定しています。

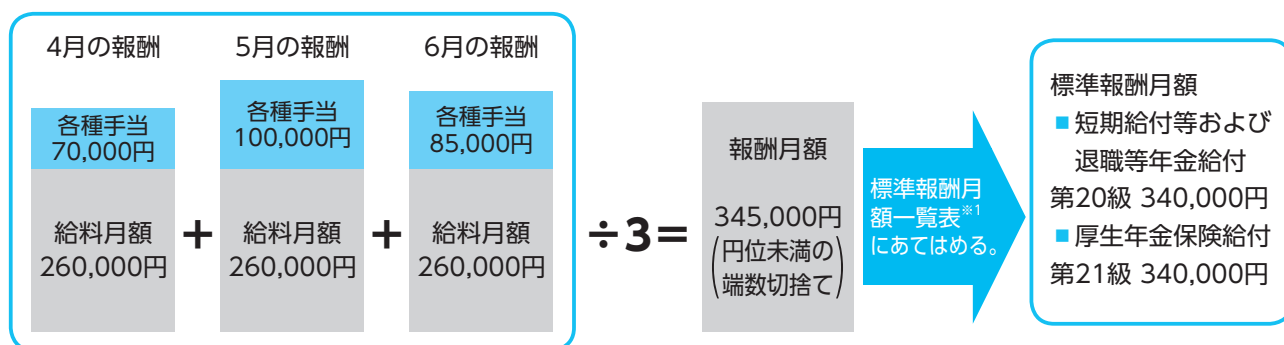
標準報酬月額は給料月額に各種手当を合算した報酬から算定されますが、既に決定している標準報酬月額と実際に受けている報酬に大きな差が生じないよう、毎年4月～6月の3ヵ月間に受けた報酬を基に新たな標準報酬月額を決定します。

このことを「時決定」といい、決定した標準報酬月額は、今年の9月から来年の8月までの掛金(保険料)の算出に適用されます。



時決定による標準報酬月額の算定方法

4月・5月・6月に受けた報酬の平均額により算定します。



※ 1 掛金率および標準報酬月額一覧表については当組合ホームページ
または「いばらき共済」令和3年5月号(No.329)19ページ参照

時決定の対象とならない方

- 6月1日以降に組合員資格を取得した方
- 7月から9月までのいずれかの月に随時改定、育児休業等終了時改定、産前産後休業終了時改定を行う方

時決定における標準報酬月額の保険者算定

通常の方法により標準報酬月額を算定することが困難であるとき、または算定結果が著しく不当となるときは、当組合が適当と認めた方法により標準報酬月額を決定します。このことを保険者算定といいます。

(一部の月を除く算定)

次のいずれかに該当する月がある場合は、その月を除いて算定します。

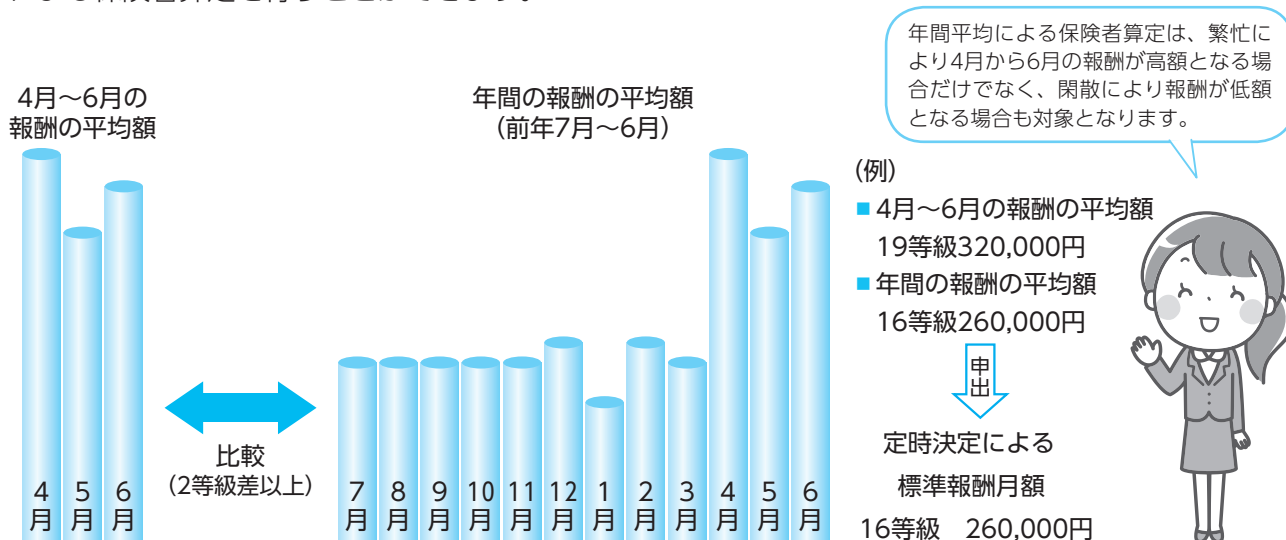
- 欠勤や無給休職等により報酬の全部が支給されない日があり、通常の算定が困難な月
- 休職等により報酬の一部が支給されない日があり、通常の算定が困難な月

（従前の報酬月額から算定）

4月～6月の全ての月において、前記の事由等により、報酬月額を算定することが困難である場合は、従前の報酬月額で標準報酬月額を算定します。

（年間平均による保険者算定）

4月～6月で算出した標準報酬月額と年間（前年7月～本年6月）で算出した標準報酬月額に2等級以上の差があり、その差が業務の性質上、例年発生することが見込まれると認められる場合は、年間平均による保険者算定を行うことができます。



年間平均による保険者算定に該当するか否かの判断は共済事務担当課にて行い、対象となる組合員の方が同意する場合に適用されます。

同意する場合は共済事務担当課から「標準報酬定時決定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較および組合員の同意書(定時決定用)」の記入を求められますので、組合員の方が署名・捺印してください。

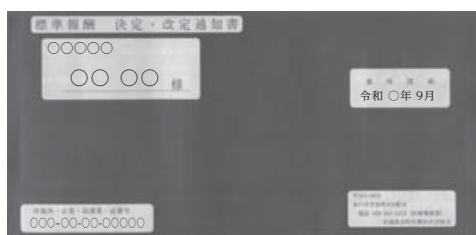
ご注意ください!

標準報酬月額は、掛金・保険料の算定に使用する基本の額となるほか、傷病手当金や育児休業手当金などの短期給付や将来の年金である長期給付の算定に使用する基本の額にもなるため、ご自身が受ける給付額に反映します。

定時決定の算定結果の確認方法について

決定した標準報酬月額は、所属所をとおして9月上旬に配付する「標準報酬 決定・改定通知書」※2にてご確認ください。

※2 「標準報酬 決定・改定通知書」は、交付を希望した所属所にもみ送付します。給与明細等においてもご自身の標準報酬月額を確認できない場合は、共済事務担当課にお問い合わせください。



標準報酬 決定・改定通知書		令和〇年9月	
氏名	〇〇〇〇 〇〇〇 様	定時決定	令和〇年9月
所属所	〇〇〇 〇〇 〇〇 様	標準報酬月額	標準報酬月額
職名	〇〇 〇〇 〇〇 様	21 階	360 円
職名	〇〇 〇〇 〇〇 様	22 階	360 円
職名	〇〇 〇〇 〇〇 様	21 階	360 円
職名	〇〇 〇〇 〇〇 様	20 階	340 円
職名	〇〇 〇〇 〇〇 様	21 階	340 円
職名	〇〇 〇〇 〇〇 様	20 階	340 円

お問い合わせ先 医療健康課（資格調定係） TEL 029-301-1413